

答申第 144 号

平成 15 年 8 月 4 日

神奈川県教育委員会
委員長 相吉 靖 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 14 年 8 月 7 日付けで諮問された特定の県立高等学校職員会議録一部非公開の件（諮問第 233 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の県立高等学校職員会議録について不服申立ての対象となった情報のうち、別表に掲げる部分は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、平成 14 年 5 月 16 日付けで、特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）通信制における平成 12 年 1 月から平成 14 年 3 月までの職員会議録（以下「本件行政文書」という。）を一部非公開とした処分のうち、次に掲げる処分の取消しを求める、というものである。

ア 平成 12 年度の本件高校通信制の入学式における国旗・国歌反対行動に関する記述を非公開とした処分

イ 平成 13 年 3 月 23 日に起きた本件高校の特定の教諭（以下「本件教諭」という。）に関する暴力事件（以下「3 月事件」という。）に関連する記述を非公開とした処分

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、教育委員会が本件行政文書には、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの並びに継続中の教育指導の円滑な実施及び今後反復継続される教育指導の円滑な実施を著しく困難にするものが記録されていることから、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 4 号に該当するとした一部非公開の処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 条例第 5 条第 1 号該当の点について

（ア）職員という身分を利用して、勤務時間中に行われた違法な国旗・国歌反対行動については、納税者である県民に対し情報公開し、説明をする責任が発生するので、公開すべきである。

（イ）国旗・国家に関する校長の提案に対する賛否の人数の数字だけで

は、特定の個人を識別することはできない。また、他の案件では、校長の提案に対する賛否の人数が公開されている。

(ウ) 本件行政文書の内容が生徒の個人識別情報であるというのであれば、生徒の氏名だけを非公開とすればよい。

(エ) 本件行政文書を、個人のプライバシーが記載されていることを理由に公開できないというのであれば、起訴について確定していない3月事件について職員会議で論じられること自体がおかしい。3月事件は、本件教諭がねつ造した自作自演の暴力事件であり、当事者の一方の言い分だけが記録として残るのはおかしい。

(オ) 教職員の氏名は、非公開でよいとしても、発言内容は公開すべきである。

イ 条例第5条第4号該当の点について

(ア) 3月事件の一方の当事者である本件教諭は、生徒が対話を求めたのに対して、一切の対応を拒否するという差別を行い、指導を放棄した。したがって、教育委員会が3月事件に関連する記述を継続している生徒の指導に関する内容と説明するのは誤りである。

(イ) 3月事件に関連する記述は、生徒指導という観点からではなく、犯罪行為という観点から判断すべきである。現時点では、当事者の双方とも不起訴処分ということで片が付いているので、犯罪行為として継続しておらず、公開すべきである。

3 実施機関（県立高等学校）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成12年1月から平成14年3月までの本件高校通信制の職員会議録である。

(2) 本件不服申立ての対象について

本件不服申立ての対象は、次のとおりである。

ア 平成12年3月2日、同年4月15日及び平成14年2月21日・22日

の各会議録に記載された卒業式・入学式における国旗・国歌の指導に係る校長の提案に対する賛否の人数に係る部分（以下「賛否人数」という。）

イ 平成 13 年 3 月 1 日、同年 4 月 5 日、同年 5 月 10 日、同年 5 月 17 日及び同年 7 月 18 日の会議録に記載された継続している生徒の指導に関する内容に係る部分（以下「指導等の内容」という。）

（ 3 ） 条例第 5 条第 1 号該当性について

ア 賛否人数について

賛否人数は、特定の個人の賛否が識別できる可能性があり、また、特定の個人を識別できない場合でも、国旗・国歌の指導に係る賛否は個人の思想・信条に関わるので、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

賛否人数は、公務員の職務の遂行に関する情報ではあるが、国旗・国歌の指導に係る賛否は個人の思想・信条に関わるセンシティブ情報であるので、条例第 5 条第 1 号ただし書ウには該当しない。

イ 指導等の内容について

指導等の内容は、特定の生徒（以下「本件生徒」という。）の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、また、特定の個人を識別できない場合でも、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

発言した教職員の氏名は、たとえ発言内容を非公開としたとしても、本件生徒には内容が推測できるので、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当しない。

（ 4 ） 条例第 5 条第 4 号該当性について

ア 指導等の内容には、生徒の指導に関する教職員相互の率直な意見交換の過程が記載されており、これらの情報を公開することになると、今後も行われる同様の会議において、生徒にとってのマイナス情報が話されなくなるなど、審議が表面的なものとなったり、会議が形骸化して公正で適切な結論を下せなくなるおそれがあるため、条例第 5 条第 4 号に該当する。

イ また、本件生徒に対する指導が継続しており、教職員相互の率直な意見交換の過程の記録や、発言した教職員の氏名を公開することは、本件生徒に対する今後の指導を著しく困難にし、今後も行われる同様の生徒指導等においても著しい支障が生じるため、条例第5条第4号に該当する。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成12年1月から平成14年3月までの本件高校通信制の職員会議録である。

(3) 本件不服申立ての対象について

本件不服申立ての対象は、次のとおりである。

ア 平成12年3月2日、同年4月15日及び平成14年2月21日・22日の各会議録に記載された卒業式・入学式における国旗・国歌の指導に係る校長の提案に対する賛否の人数に係る部分

イ 平成13年3月1日、同年4月5日、同年5月10日、同年5月17日及び同年7月18日の会議録に記載された継続している生徒の指導に関する内容に係る部分

なお、不服申立人は、上記の不服申立ての対象の内容を実施機関が「継続している生徒の指導に関する内容」と表現していることについては、「生徒の指導」ではないという点で適当でないとしているものの、不服申立ての対象の範囲については、上記のとおりであることを、指名委員が口頭による意見を聴取した際に不服申立人に確認している。

(4) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護

という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報とは明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) また、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、次に掲げるものを指し、これらの情報に限定して非公開とすることができる旨を規定したものと解される。

a 個人識別性のある部分を除いた反省文やカルテなど個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するために、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの

b 無記名の個人の著作物等に係る人格権・財産権を害するおそれがあると認められるもの

したがって、当審査会は、以下のことを判断するに当たって、特に必要と認める場合に限って、この点について触れることとする。

(ウ) 賛否人数

賛否人数は、特定の個人を識別することはできないが、国旗・国歌の指導に係る賛否は、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報であり、これを公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあると認められる。したがって、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(エ) 指導等の内容

a 指導等の内容のうち、次に掲げるものは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述であると認められるので、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(a) 本件生徒の氏名及び本件生徒が識別され得る情報

(b) 教職員の氏名及び教職員が識別され得る情報

(c) その他の関係者の氏名

b また、次に掲げる情報は、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報であり、公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあると認められる。したがって、同号本文に該当すると判断する。

(a) 教職員の思想・信条及び心情を吐露する部分

(b) 本件生徒及びその他の関係者の思想・信条、教職員に対する具体的言動並びに本件生徒に対する評価に関わる部分

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書ア、イ、ウ又はエに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 本件行政文書に記載されている情報は、条例第5条第1号ただし書アの「法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」又は同号ただし書エの「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、同号ただし書ア又はエに該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。

b 本件行政文書のうち、教職員の氏名は、職員会議における言動

等に係る教職員の氏名である。

職員会議は、神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則第 22 条の 2 に基づき、校長の職務の円滑な執行を補助するため置かれる機関であって、職員会議における言動等に係る教職員の氏名は、公務員の職務の遂行に関する情報である。

しかし、職員会議において議題となった本件生徒の指導等に関する教職員の言動等の内容は、教職員の立場に基づくものと自己の思想・信条に基づくものとが密接不可分な関係にあり、これらの情報が明らかにされると、特定の教職員個人の思想・信条が公開されることになると考えられる。このような情報に関する教職員の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とまでは認められない。したがって、教職員の氏名及び教職員が識別され得る情報は、同号ただし書イに該当しないと判断する。

- c また、前記ア（エ）a（a）及び（c）に掲げる情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

（エ）条例第 5 条第 1 号ただし書ウ該当性について

条例第 5 条第 1 号ただし書ウは、「公務員の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については公開することを規定している。

a 教職員の職名

本件行政文書のうち、教職員の職名については、職員会議における教職員としての職務遂行の内容に関して記載されたものであるため、同号ただし書ウに該当すると判断する。

b 賛否人数

賛否人数は、確かに職員会議における教職員の職務遂行の内容に係る情報としての面を有するが、同時に、国旗・国歌の指導に係る賛否に関わる情報であるため、個人の思想・信条に関する情報としての側面をも有するものと認められる。このような情報は、

個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報であり、これを公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあると認められる。したがって、賛否人数は、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

c 指導等の内容

指導等の内容は、本件高校の教職員の本件生徒に対する指導や対応に関する情報であるが、このうち、前記ア（エ）bに掲げる情報は、教職員の立場に基づく職務遂行の内容に係る情報としての面と個人の思想・心身の状況等に関する情報としての面とが密接不可分な関係にあり、これらの情報が公開されることにより、特定の教職員個人の思想・心身の状況等が明らかにされることになると考えられる。このような情報は、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報であり、これを公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあると認められる。したがって、当該情報は、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

(5) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号に掲げられている情報は、該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 実施機関は、指導等の内容には、生徒の指導に関する教職員相互の率直な意見交換の過程が記載されており、これらの情報を公開すると、今後も行われる同様の会議において、生徒にとってのマイナス情報が話されなくなるなど、審議が表面的なものとなったり、会議が形骸化して公正で適切な結論を下せなくなるおそれがあるため、条例第5条第4号に

該当すると説明している。

しかし、本諮問案件においては、前記（４）で判断したとおり、教職員や本件生徒の氏名及び思想・信条に関わる情報など、公開することによりこれらの者の権利利益を害するおそれがある情報については、公開することは適当でないものと判断している。したがって、これらの部分が非公開とされることを前提とする限り、その余の情報を公開することによって、今後も行われる同様の会議において、生徒にとってのマイナス情報が話されなくなるなど、審議が表面的なものとなったり、会議が形骸化して公正で適切な結論を下せなくなるおそれがあるとまでは認められない。

エ また、実施機関は、本件生徒に対する指導が継続しており、教職員相互の率直な意見交換の過程の記録や、発言した教職員の氏名を公開することは、本件生徒に対する今後の指導を著しく困難にし、今後も行われる同様の生徒指導等においても著しい支障が生じるため、条例第５条第４号に該当すると説明しているため、次に、この点について検討する。

指導等の内容には、生徒の指導等に関する教職員相互の率直な意見交換の過程が記載されている部分があることが認められる。そして、こうした部分が公開されると、継続している本件生徒に対する今後の指導等を著しく困難にし、今後も行われる同様の生徒指導等においても著しい支障が生じると認められる。したがって、これらの部分は、条例第５条第４号に該当すると判断する。

その余の部分は、生徒の指導等に関する事実の経過が記載されているにすぎないため、当該部分が公開されても、本件生徒に対する今後の指導を著しく困難にし、今後も行われる同様の生徒指導等においても著しい支障が生じるとまでは認められない。したがって、その余の部分は、条例第５条第４号に該当しないと判断する。

（６）条例第６条第１項該当性について

ア 条例第６条第１項は、公開請求に係る行政文書に非公開情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、それらを「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できると

き」は、非公開情報に係る部分を除いて、公開をしなければならないと規定している。

イ 本件行政文書については、当審査会が前記（４）及び（５）において非公開とすることが妥当であると認めた部分の範囲及び内容にかんがみると、その他の情報を分離して公開することは、「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」に該当すると判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

1 平成 13 年 3 月 1 日の会議録

枚目	該当部分
1	3 行目最初から 10 行目最後まで 11 行目 4 文字目から最後まで 12 行目 7 文字目から最後まで 13 行目 4 文字目から最後まで 14 行目の非公開部分

2 平成 13 年 4 月 5 日の会議録

枚目	該当部分
2	5 行目 16 文字目から 17 文字目まで 6 行目最初から 8 行目最後まで 16 行目の非公開部分

3 平成 13 年 5 月 10 日の会議録

枚目	該当部分
3	5 行目 10 文字目から 11 文字目まで 6 行目 28 文字目から 29 文字目まで 7 行目最初から 14 行目最後まで 15 行目 25 文字目から 16 行目最後まで 19 行目最初から 20 行目 9 文字目まで 20 行目 12 文字目から最後まで 22 行目最初から 5 文字目まで 22 行目 9 文字目から 12 文字目まで 22 行目 15 文字目から 22 文字目まで 22 行目 25 文字目から 24 行目 12 文字目まで 24 行目 15 文字目から 25 行目 3 文字目まで 25 行目 6 文字目から最後まで
4	1 行目 3 文字目から最後まで 9 行目 3 文字目から最後まで 14 行目 3 文字目から最後まで 23 行目 3 文字目から最後まで 30 行目 3 文字目から最後まで
5	頁の最初から 4 行目 18 文字目まで 4 行目 21 文字目から 7 行目最後まで

4 平成 13 年 5 月 17 日の会議録

枚目	該当部分
1	12 行目 18 文字目から 19 文字目まで 13 行目 3 文字目から 14 行目最後まで 15 行目 1 文字目 15 行目 4 文字目から 6 文字目まで 22 行目 1 文字目 22 行目 4 文字目から 5 文字目まで 26 行目 1 文字目及び 4 文字目
2	1 行目 1 文字目及び 4 文字目 15 行目 1 文字目及び 5 文字目 16 行目 1 文字目及び 4 文字目 20 行目 1 文字目及び 4 文字目
3	1 行目 1 文字目及び 4 文字目 3 行目 5 文字目から 19 文字目まで 3 行目 23 文字目から 5 行目最後まで 6 行目 1 文字目及び 4 文字目 23 行目 1 文字目及び 4 文字目
4	4 行目 1 文字目及び 4 文字目 9 行目 1 文字目及び 4 文字目 21 行目 1 文字目及び 4 文字目 24 行目 1 文字目及び 4 文字目
5	1 行目 1 文字目及び 4 文字目 2 行目 1 文字目及び 5 文字目 3 行目 1 文字目及び 4 文字目 5 行目 1 文字目及び 4 文字目 10 行目最初から 12 文字目まで 10 行目 15 文字目から 11 行目最後まで 12 行目 1 文字目 12 行目 4 文字目から 13 行目 10 文字目まで 13 行目 13 文字目から 14 行目最後まで 20 行目 1 文字目及び 4 文字目 28 行目 1 文字目及び 4 文字目
6	1 行目 1 文字目及び 4 文字目 4 行目 5 文字目から 5 行目 7 文字目まで 5 行目 11 文字目から 7 行目 1 文字目まで 7 行目 10 文字目から 10 行目 7 文字目まで 10 行目 10 文字目から 11 行目 1 文字目まで 11 行目 4 文字目から 12 行目最後まで 16 行目 1 文字目及び 4 文字目

5 平成 13 年 7 月 18 日の会議録

枚目	該当部分
5	1 行目 23 文字目及び 26 文字目 17 行目 1 文字目 17 行目 5 文字目から最後まで 18 行目の非公開部分の最初から 20 行目最後まで

備考 1 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。ただし、「会議録」という表題、「校長及び教頭」の押印欄、「会議名、日時、場所、司会者、記録者及び欠席者」の欄及び枠外の数字・押印等は行数から除く。

備考 2 文字数は当該行の記載のある文字について左から数えたものである。句読点及び記号等の表記も一文字として数える。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 14 年 8 月 7 日	諮問
8 月 27 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
9 月 30 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
10 月 4 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
10 月 23 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 15 年 4 月 14 日 (第 21 回部会)	審議
5 月 8 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
5 月 19 日 (第 22 回部会)	審議
6 月 5 日 (第 23 回部会)	審議
7 月 10 日 (第 24 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	獨 協 大 学 教 授	部 会 員
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
田 中 隆 三	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成15年8月4日現在)(五十音順)